

町民各位並びに「木造サイロ」を愛して下さった全道、全国の皆様へ

問題の多い「木造サイロ解体」

投稿（批判意見）が教育委員会によって「掲載拒否」が続いております。

教育委員会によって「木造サイロ解体」に対する「意見」の掲載が拒否されております。

1. 安平町によって「追い込まれた解体」を「所有者の意向」にされました。

昨年（平成27年）12月23日、安平町遠浅地区にあった歴史的価値を持つ「木造サイロ」が解体されました。

解体された理由は、「経年劣化や腐食」さらには、「強風による窓枠の落下や屋根の修繕」等に多額の費用がかかる。しかし、修繕費は「基本的に所有者負担が原則」であるとの安平町の所有者への説明と対応により、結局、所有者は修繕を諦め「解体」を決意せざるを得ませんでした。しかし、こうした経過にもかかわらず、教育委員会は、文化財保護委員会に対して、解体の理由を「所有者の意向である」と報告しています。

「木のサイロを解体することに関しては、所有者の意向であり、今の木のサイロの現状ではやむを得ない。」

（文化財保護委員会議事録 H27・11・24）

私は、解体のニュースを新聞で知り、急遽、現場に駆けつけましたが、木のサイロは、すでに、ほぼ、解体を終わらせている状況でありました。

私は残念で、残念で、無念で無念で、どうしようもありませんでした。

なんと言おうことをしたのだと腹が立ちました。

後日、私は、なぜ、こうなったのか、解体は本当に止む得なかったのか、調べて見ることにしました。

- 1, 文化財保護条例はどうなっているのか。
- 2, 町は（教育委員会は）、残すために、どんな努力をするべきだったのか。
- 3, 議会ではどんな議論がされたのか。
- 4, 安平町の文化財保護委員会では、どんな議論がされたのか。
議事録を確認しました。

その中でわかったこと

(1) 議会では、町長の行政報告だけで終わっており、議員からの質問や意見は一つもありませんでした。

(2) 文化財保護委員会での議事録には、解体に関しては、反対意見が一つも無く

「経過を理解した」「解体は仕方がない」という意見だけが記録されていました。

(3) 議事録に残されていた教育委員会の説明に多くの疑問が生まれました。

以上の調査の中で私は、「木造サイロ」は、「保存出来たはずだ」という確信を持つに至りました。

今さら何を書いても、死んだ子どもの年を数えるようなものですが
でも、書かざるを得ませんでした。

しかし、広報の投稿欄（ていあんくん）への掲載は、拒否されました。

そこで、私の「意見」を町広報（ていあんくん）に投稿（別紙）を致しました。

1回目の原稿を読んだ副町長から、「表現が感情的すぎる」等の意見（アドバイス）を受け、了解して書き直しをすることにしました。

2回目の原稿に対して、「教育委員会の担当者から説明を受けたはずだから」との理由で、不掲載の決定の連絡を受けました。

この件に関して以下の意見を総務課長に送りました。

以下、要約です。（一部省略しています）

安平町総務課長 様

お早うございます。

土曜日に回答を受け取りました。

ただ、今回の回答文書で「(担当者が) しっかり説明した」ので「公報掲載については、必要がないのものと判断した」とありますので、(それは)「おかしい判断」であることには変わりはありません。その点を以下、指摘致します。

まず、「しっかり説明した」と不掲載理由にしてありますが、「しっかり」は、ともかくとして、時系列的には、私は、その説明を受けた後で、「意見」として投稿しているのです。ここが大事なところですよ。

つまり、「説明した」から、「意見は出ない。」又は、「出てはならない」と考えているとしたら、それはあまりにも、独りよがりな飛躍した思考で世間一般に通用する判断ではありません。

私は投稿原稿の最後に、(この投稿は) 質問ではなく、意見なので教育委員会からの回答は不要。しかし、反論・意見は自由です」とコメントを付けました。

私の投稿は、質問ではなく「意見」なのです。

つまり、「納得出来ない」、若しくは、「かみ合わない」説明であれば、当然、「意見」は、誰の心の中にも残ります。つまり、「疑問(不明朗な点の解明)」と「意見」は別領域なのです。

「説明したから掲載不要」との判断は、いささか一方的で乱暴で、且つ、非常識ではないか、と言っているのです。

相手がどう受け止めたのかや相手の意思是、「一切関係ない」と高飛車に断じているからです。

私が2人から受けた説明に関して、今なお、消えない「意見」に関して申し上げます。最も大事な「本質的な部分」に、私の「意見」が今なお、存在するからです。

確かに、説明は受けましたが、肝心な点では、「文化財保護に関する認識」と「対策のあり方」に関しては、私と2人の間には、判断に大きな「食い違い」がありました。

2人の話は、「保存するためにどうすれば良かったのか」という「総括」する視点ではなく、「正しかった」という立場を前提にしての説明で、私の意見と2人の説明は、全く、かみ合わなかったという印象です。

例えば、(1) 修繕費を「基本的に所有者負担」と説明し、所有者にだけ負担だけ強調しているが、安平町文化財保護条例の読み違いではないか。
(補助金に関しては、山田氏に法律上の説明だけで終わっている)

私は上記の指摘の上で、以下の対応が必要であったと指摘しました。

まず、最初に相談を受けた時点で、

- ①所有者に保存の意思と補助金支給の意思表示
- ②修繕見積書の徴取
- ③見積金額から補助金を除いた「修繕費残額」を明示し、所有者負担と寄付金集めの配分の検討。

こうした流れで所有者に対応していれば、「木造サイロ」を解体せずに済んだはずだ、と述べました。会議記録を読む限りそのような対応をした形跡は全くないとも述べました。

この私の一連の指摘に関して、2人からは、色々、たくさんしゃべっていましたが、

肝心な③に関しては、具体的な意見や見解は示されませんでした。

しかも、「サイロの解体」を「所有者の意向で」と、町長の行政報告や安平町文化財保護委員会に提出した教育委員会からの会議資料で述べています。これは、責任転嫁です。

修繕費の負担を「基本的に所有者負担」と強調されれば、資金上の理由から所有者は保存を諦めるしかありません。厳しい言い方をすれば、所有者をそこまで追い詰めたと言う事です。町長や教育委員会は、所有者に「保存の展望」を示せなかったと言うことです。

加えて、安平町文化財保護委員会の議事録に「道教委を通じて史跡として遠浅酪農全体を残していく場合には可能であるが、木のサイロのみの指定は出来ない」との指導があった旨の記録を読んで、私は、「惜しいチャンスを逃した」と述べ、「ナショナルトラスト」という方法もあったのにと指摘したが、話し合いの中では、これを否定したり、賛成したり等の特別な発言はありませんでした。

ですから、「担当者がしっかり説明した」ので、「公報掲載については、必要がないのものと判断した」と不掲載理由は、「意見の発生」をも否定する見当外れの「不掲載理由」なのです。

おかしくありませんか？

とにかく、教育委員会は、「こども園問題」もそうですが、手違いや判断ミスに関しては、極力、町民の耳と目に触れないように、只只、腐心しているように感じられてなりません。

テレビでもインターネットでも、突然、画面が消えるという、あたかも、(安平町は)中国のようです。

なお、このメール文章は、教育委員会の担当者にも送っておきます。

3回目の書き換え原稿も不掲載の連絡

この件に関しては、次回のHPで述べます。

平成28年4月28日記

1回目～3回目までの投稿原稿は、次回に掲載致します。